

# 南関町マルシェ開催事業補助金交付要項

南関町で♥マルシェ  
を開催しよう!!



【申請先】南関町役場まちづくり課商工観光係

## 1. マルシェとは？

マルシェとは、フランス語で「マーケット」や「市場」を意味する言葉。個人単位またはそれに近い規模の業者が集まり様々な商品の販売を行うイベントです。

## 2. マルシェ開催事業補助金とは？

地域のにぎわいと活性化および交流の場を創出する取り組みの一環として南関町でマルシェを開催する方へ予算の範囲内で補助金を交付します。

## 3. 交付の対象者

- ① 町内に住所を有する者又は町内に事業所を有する法人若しくは団体
- ② 町税に滞納がない者
- ③ その他町長が適当と認める者

## 4. 対象となる事業

- ① 6以上の者が出店かつ、うち3以上の出店者が町内に住所を有する者又は町内に事業所を有する法人若しくは団体が開催する事業であること。
- ② 町内で開催する事業であること。
- ③ 不特定多数の者が自由に参加できるマルシェとすること。
- ④ 公序良俗に反しない事業であること。
- ⑤ 宗教的又は政治的活動に関しない事業であること。
- ⑥ 交付対象者及び出店者に暴力団員等が含まれず、かつ運営に関与していない事業であること。

## 5. 補助対象経費

補助金の交付対象となる経費は、当該年度中に支出した、マルシェの開催に必要な費用のうち次の表に掲げるもの。

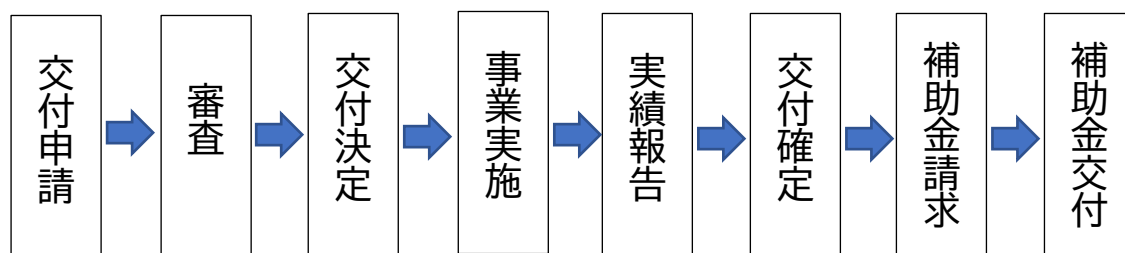
広報経費	(1) ポスター、チラシ、案内看板、のぼり旗等の作成費及び印刷費 (2) ホームページ等の作成費 (3) イベント告知のための広告掲載等に係る経費
会場関係経費	(1) 会場及び会場に備えられた器具等の使用に係る経費 (2) 会場、販売ブース、照明等設営及び会場の装飾等に係る経費 (3) 会場の警備に係る経費
その他経費	その他事業の実施に係る経費として町長が必要と認めるもの

## 6. 補助金額

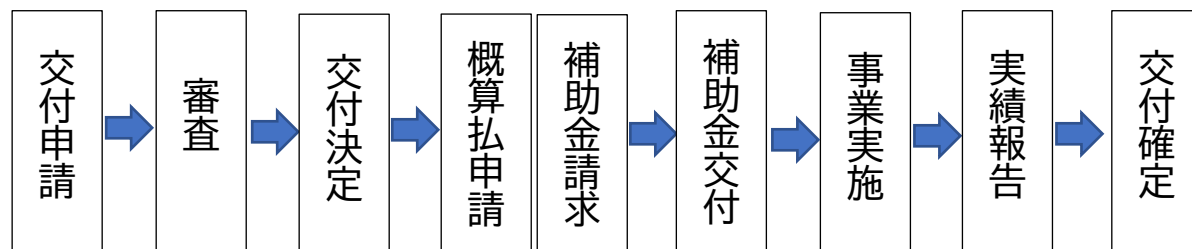
補助対象経費総額の 10/10 以内（上限20万円）  
千円未満の端数がある場合は切り捨てた額

## 7. 申請の流れ

### ① 概算払いを申請しない場合



### ② 概算払いを申請する場合



## 8. 交付申請

### 【提出書類】

- ・南関町マルシェ開催事業補助金交付申請書(様式第1号)
- ・事業計画書
- ・収支予算書
- ・出店者名簿
- ・その他町長が必要と認める書類

## 9. 実績報告

### 【提出書類】

- ・南関町マルシェ開催事業実績報告書(様式第5号)
- ・事業実績書
- ・収支決算書
- ・経費の支払を証する書類(領収書の写し)
- ・その他町長が必要と認める書類

## 10. 補助金請求

### 【提出書類】

- ・南関町マルシェ開催事業補助金交付請求書(様式第7号)
- ・補助金交付確定通知書の写し

## 11. 概算払申請

### 【提出書類】

- ・南関町マルシェ開催事業補助金概算払申請書(様式第8号)
- ・補助金交付決定通知書の写し
- ・南関町マルシェ開催事業補助金交付(概算払)請求書(様式第7号)

## 12. 留意事項

### ① 概算払申請

事業完了後の実績報告書の提出後に補助金額を確定し、交

付することを原則としていますが、事業実施の前に補助金交付決定額の範囲内において交付(概算払い)することができます。

② 事業の変更等

交付決定後、次のいずれかに該当するときは、南関町マルシェ開催事業変更承認申請書(様式第3号)を提出し、承認を受けてください。

- ◆補助事業を開催する日時、場所、その他の事業計画を変更しようとするとき。
- ◆補助対象経費の内容を変更しようとするとき。
- ◆補助事業の実施を中止しようとするとき。

③ 交付決定の取消し

交付決定後、次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消します。

- ◆法令及び補助金要綱に違反したとき。
- ◆偽りその他不正な手段により交付決定を受けたとき。
- ◆その他町長が取り消すことが適当であると認めたとき。

④ 補助金の返還

補助金の交付決定を取り消した場合、既に補助金が交付されているとき、また、補助金の額を確定後、既にその額を超える補助金が交付されているときは、南関町マルシェ開催事業補助金返還命令書(様式第10号)により期限を定めて返還していただきます。

### 13. 提出先・お問い合わせ先

南関町役場まちづくり課商工観光係(役場北館2階)

〒861-0898 南関町関町64番地

【Tel】 0968-57-8501 【fax】 0968-53-2351

【e-mail】 [syoukoukankou@town.nankan.lg.jp](mailto:syoukoukankou@town.nankan.lg.jp)